

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年5月29日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 坂上 怜
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 ア7イ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

特別寄与料制度の創設

これまで、寄与分は相続人にしか認められていませんでしたが、令和元年7月1日から施行された改正民法により相続人以外の者が被相続人の療養看護などにより特別の寄与に努めた場合には、相続人に対して金銭請求できることとなりました。今回は、寄与分とは何か、新たに創設された特別寄与料制度とは何かについてご説明致します。

1. 寄与分制度

寄与分とは、共同相続人の中に、被相続人の事業に関する労務の提供や財産上の給付をしたり、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者がいるときに、その者が相続により受ける財産に寄与分を加えて取得させる制度です。寄与した相続人にはその分だけ多く、そうでない相続人にはそれなりに遺産を取得させる制度で相続人間の衡平を図るための制度です。しかし、寄与分は相続人にのみ与えられるものですので、相続人以外の者が、被相続人に財産の維持又は増加に寄与したとしても寄与分が認められるわけではありません。また、実際に寄与分の存在や額を定めるためには、相続人全員の協議に拠る必要があります。そのため、寄与分が認められることはほとんどありません。仮に相続人間で協議が調わなければ、家庭裁判所に「寄与分を定める処分」として、調停又は審判を申し立てる必要があります。

2. 改正民法における「特別の寄与」の制度

改正前の民法では、例えば、被相続人の療養看護は同居していた長男の妻が一手に行っており、他の子らは全く面倒を見ておらず、長男が死亡した後も長男の妻が長年にわたって被相続人の療養看護を続けていた場合でも、長男の妻は被相続人との関係では相続人ではありませんので、寄与分は認められませんでした。長男の妻が長年にわたって献身的に療養看護をしたために介護人等に委託する費用の支出を免れ、その分、相続財産が減少せずに済んだ分も、全く面倒を見なかった相続人が取得することとなります。そこで、改正民法では、相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭請求をすることができる制度(特別の寄与)を創設することになりました。

3. 特別寄与者と特別寄与料

「被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族」を「特別寄与者」と決めました。特別寄与者は、被相続人の親族に限られますが、相続人、相続の放棄をした者、相続欠格事由又は廃除により相続権を失った者は除外されます。また、寄与分の場合とは異なり、被相続人に財産を給付した者については特別寄与者には該当しませんので、ご注意ください。また、特別寄与料の額を定めるには協議によるため、寄与分と同様に他の相続人に認められることは少ないでしょう。協議が不調に終わった場合には、家庭裁判所への申し立てが必要な点も同様です。

4. 特別寄与料の税制上の取り扱い

協議又は家庭裁判所による処分により特別寄与料の額が確定した場合には、特別寄与者が、特別寄与料の額に相当する金額を、被相続人から遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます。ただし、特別寄与者は相続人ではないので、原則として相続税の2割加算が適用されます。また、特別寄与料を支払うべき者については、その支払うべき特別寄与料を債務として取得する財産の価額から控除することになります。なお、通常の債務控除とは異なり、相続時精算課税制度により加算された財産からも控除することができます。

今までは相続人にしか認められていなかった寄与分について、相続人以外の者であっても特別の寄与として認められることとなりました。特別寄与料に関する協議は相続税の申告期限までに調わないことが一般的と思われるので、相続税の申告をした後で特別寄与料を支払った人は更正の請求や、受け取った人は新たに相続税の申告を行う必要があるでしょう。特別寄与料の制度が制定されてももめ事はかえって増えると懸念されますので、被相続人が生前に介護等への報酬として贈与をしておくことが望ましいのではないのでしょうか。制度へのご質問や、生前贈与による対応などご不明点がございましたら、弊社社員までお気軽にご相談ください。